登所・登園届　（保護者記入）　R7.9 月改訂

児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・登所（園）の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、届の記入および提出をお願いします
・基準を満たしていないと判断した場合には、登所（園）をお断りすることがあります

該当疾患に○	疾　患　名	登所・登園の基準 以下の基準に基づき、保育施設と保護者で判断する
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後２４時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状がなく保育施設での活動に通常通り参加できること
	インフルエンザ	発熱した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで（発症日：　月　日、解熱日：　月　日）
	新型コロナウイルス	発症（発症日が不明の場合は抗原陽性判明日）した後５日を経過し、かつ、症状軽快後１日を経過するまで ＊症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。 （発症日：　月　日、症状軽快日：　月　日）
	RS ウイルス感染症	解熱後２４時間以上経過し、咳等の症状がなくなり、全身状態が改善して保育施設での活動に通常通り参加できること
	ヒトメタニューモウイルス感染症	解熱後２４時間以上経過し、咳等の症状がなくなり、全身状態が改善して保育施設での活動に通常通り参加できること
	突発性発疹	解熱後２４時間以上経過し、食欲があり、機嫌が良く、保育施設での活動に通常通り参加できること
	伝染性紅斑（りんご病）	食欲があり、機嫌がよく、保育施設での活動に通常通り参加できること
	ヘルパンギーナ	解熱後２４時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、通常の活動に参加できること
	手足口病	
	アデノウイルス感染症（咽頭結膜熱・流行性角結膜炎以外）	解熱後２４時間以上経過し、保育施設での活動に通常通り参加できること
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快（水様下痢がみられない　２４時間以上嘔吐がない）普段と同様に食事が摂れる★
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えば登所登園可（覆えない患部はかさぶたがとれるまで不可）

（医療機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　年　　月　　日受診）において上記疾患と診断されました。保育施設の基準を満たしたので、　　年　　月　　日より登所（園）します。

用紙下部に日付及び保護者名の記入をお願いいたします。

年　　月　　日　保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自署）

★感染性胃腸炎：感染が拡がりやすいため、状況を保育施設とよく相談する。24 時間以内の嘔吐がある場合、食欲がない場合、おむつからはみ出すような水様便が複数回ある場合は登所（園）を差し控える。２週間以上下痢が続いている場合は医師の許可があれば登所（園）できる。乳児で普段から便が緩い場合はこの限りではない。

（作成 ： 千葉市医師会
千葉市こども未来局幼保指導課）